

## 北九州市居住誘導促進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北九州市居住誘導促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の認定申請)

第2条 要綱第7条の関係書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 既存住宅の位置図
- (2) 既存住宅の平面図及び配置図
- (3) 既存住宅の面積、階数、構造、用途が確認できる書類
- (4) 既存住宅の写真
- (5) 既存住宅の所有者が確認できる書類
- (6) 既存住宅の居住者が確認できる書類
- (7) 移転元地の所有者が確認できる書類
- (8) 代替住宅の位置図（代替住宅建設等事業を行う場合に限り。次号において同じ。）
- (9) 代替住宅の平面図又は現況写真
- (10) 代替住宅用に購入する土地の位置図及び現状写真（土地の購入を伴う代替住宅建設等事業を行う場合に限り。）
- (11) 事業認定申請同意書（移転元地の所有者の同意を得て補助対象事業を行う場合に限り。）
- (12) 事業認定申請に係る誓約書
- (13) 移転元地の利用及び管理に関する誓約書
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(事業認定決定の変更)

第3条 要綱第9条第1項の関係書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 前条に規定する書類のうち変更が生ずるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(補助金の交付の申請)

第4条 要綱第12条第1項の関係書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 事業認定決定通知書又は事業認定変更決定通知書の写し
- (2) 納税証明書（要綱第12条第1項の規定による補助金の交付の申請の日以前3箇月に発行されたもの）
- (3) 住居移転事業に係る見積書等の写し（住居移転事業を行う場合に限り。）

- (4) 代替住宅建設等事業に係る見積書等の写し（代替住宅建設等事業を行う場合限る。次号において同じ。）
- (5) 代替住宅建設等事業に係る金融機関等が作成した利息計算書等の写し（借入額、返済年数、利率、支払総額及び利子相当額が建物及び土地の費目ごとに確認できるもの）
- (6) 既存住宅除却及び整地事業に係る見積書等の写し
- (7) 補助対象事業内訳書
- (8) 事業費財源表
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（補助対象事業の変更）

第5条 要綱第14条第1項の関係書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 前条に規定する書類のうち変更が生ずるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（完了実績報告）

第6条 要綱第16条の関係書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助金交付決定通知書又は補助金交付変更通知書の写し
- (2) 移転者の移転完了後の住民票の写し
- (3) 既存住宅除却及び整地事業完了後の移転元地の写真
- (4) 住居移転事業に係る契約書の写し（住居移転事業を行う場合に限る。次号において同じ。）
- (5) 住居移転事業に係る領収書等の写し
- (6) 代替住宅建設等事業に係る契約書等の写し（代替住宅建設等事業を行う場合に限る。次号から第10号までにおいて同じ。）
- (7) 代替住宅建設等事業に係る領収書等の写し
- (8) 代替住宅建設等事業に係る金融機関等からの借入れに係る契約書等の写し（借入額、返済年数、利率、支払総額及び利子相当額が建物及び土地の費目ごとに確認できるものに限る。）
- (9) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の検査済証の写しその他これと同等と認められる書類
- (10) 代替住宅建設等事業完了後の代替住宅の写真
- (11) 既存住宅除却及び整地事業に係る契約書等の写し（既存住宅除却及び整地事業を行う場合限る。次号において同じ。）
- (12) 既存住宅除却及び整地事業に係る領収書等の写し
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（補助金の請求）

第7条 要綱第18条第1項の関係書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助金確定通知書の写し
- (2) 北九州市会計関係帳票規則（令和4年北九州市規則第17号）第10号様式
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（事務の代行）

第8条 要綱第7条、第9条第1項、第10条第1項、第12条第1項、第14条第1項及び第16条第1項に規定する手続は、第三者に代行させることができる。

2 前項の規定により手続を第三者に代行させるときは、別に定める申請等事務代行届により市長に届け出なければならない。

（代理受領）

第9条 補助金交付申請者は、既存住宅除却及び整地事業の補助金の交付の請求及び受領を施工業者等に委任することができる。

2 前項の規定による請求及び受領（以下「代理受領」という。）は、補助金交付申請者による補助金の請求及び交付とみなす。

3 補助金交付申請者は、代理受領を行う場合は、完了実績報告書を提出する前までに、別に定める代理受領予定届により、市長に届け出なければならない。

4 補助金交付申請者は、代理受領を中止する場合は、完了実績報告書を提出する前までに、別に定める代理受領中止届により、市長に届け出なければならない。

5 代理受領に係る委任を受けた施工業者等（以下「代理受領者」という。）は、補助金の請求を行う場合は、別に定める代理受領補助金交付請求書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 代理受領委任状
- (2) 北九州市会計関係帳票規則第10号様式
- (3) 既存住宅除却及び整地事業に要した費用から補助金交付額を差し引いた額の領収書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

6 市長は、代理受領補助金交付請求書に基づき、当該請求に係る補助金を代理受領者に交付するものとする。

7 補助金交付申請者及び代理受領者は、代理受領に係る関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（様式）

第10条 要綱に規定する様式は、次の表のとおりとする。

| 要綱                 | 名称            | 別記様式   |
|--------------------|---------------|--------|
| 第5条第2項             | 理由書           | 様式第1号  |
| 第7条                | 事業認定申請書       | 様式第2号  |
| 第8条                | 事業認定決定通知書     | 様式第3号  |
| 第9条第1項             | 事業認定変更申請書     | 様式第4号  |
| 第9条第2項             | 事業認定変更決定通知書   | 様式第5号  |
| 第9条第3項             | 事業認定変更不承認通知書  | 様式第6号  |
| 第10条第1項            | 事業認定取下届       | 様式第7号  |
| 第10条第2項            | 事業認定取消通知書     | 様式第8号  |
| 第11条第2項            | 事業認定決定取消通知書   | 様式第9号  |
| 第12条第1項            | 補助金交付申請書      | 様式第10号 |
| 第13条第1項            | 補助金交付決定通知書    | 様式第11号 |
| 第13条第3項            | 補助金不交付決定通知書   | 様式第12号 |
| 第14条第1項            | 補助金交付変更申請書    | 様式第13号 |
| 第14条第2項            | 補助金交付変更通知書    | 様式第14号 |
| 第14条第4項            | 補助金交付変更不承認通知書 | 様式第15号 |
| 第16条第1項            | 完了実績報告書       | 様式第16号 |
| 第17条               | 補助金確定通知書      | 様式第17号 |
| 第18条               | 補助金交付請求書      | 様式第18号 |
| 第19条第1項            | 補助金交付申請取下届    | 様式第19号 |
| 第19条第2項<br>第23条第3項 | 補助金交付決定取消通知書  | 様式第20号 |
| 第24条第1項            | 補助金返還命令書      | 様式第21号 |

2 この要領に規定する様式は、次の表のとおりとする。

| 要領      | 名称                 | 別記様式   |
|---------|--------------------|--------|
| 第2条第11号 | 事業認定申請同意書          | 様式第22号 |
| 第2条第12号 | 事業認定申請に係る誓約書       | 様式第23号 |
| 第2条第13号 | 移転元地の利用及び管理に関する誓約書 | 様式第24号 |
| 第4条第7号  | 補助対象事業内訳書          | 様式第25号 |
| 第4条第8号  | 事業費財源表             | 様式第26号 |
| 第8条第2項  | 申請等事務代行届           | 様式第27号 |
| 第9条第3項  | 代理受領予定届            | 様式第28号 |

|             |              |           |
|-------------|--------------|-----------|
| 第 9 条 第 4 項 | 代理受領中止届      | 様式第 2 9 号 |
| 第 9 条 第 5 項 | 代理受領補助金交付請求書 | 様式第 3 0 号 |
| 第 9 条 第 5 項 | 代理受領委任状      | 様式第 3 1 号 |

付 則

この要領は、令和 6 年 8 月 1 日から実施する。